

9月は「動物愛護」の月です!

動物を大切に育てる心が育まれ、正しい飼い方が広まるように、茨城県では9月を「動物愛護月間」としています。この機会に、動物との付き合い方について、真剣に考えてみませんか。

動物を飼うためのお願い

- ◆ 最期まで愛情と責任をもって飼いましょ。
- ◆ 繁殖して困らないように、不妊手術などの繁殖制限をしましょ。
- ◆ 逃げ出したら、市、県、警察へ連絡しましょ。(迷子札やマイクロチップなどをつけて、飼い主がわかるようにしましょ。)

マイクロチップ情報の登録が義務になります

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。

知られませんでした。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は、ご自身が飼育する動物として、所有者情報を変更するための登録を行わなくてはなりません。変更登録の手続は、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。登録後に交付される登録証明書は、次回手続の際に必要となりますので大切に保管してください。

犬を飼うために守るべきこと



- ◆ 飼い主の義務として、市への届出による「登録」を行い、鑑札の交付を受けてください。また、毎年1回狂犬病予防注射をしましょ。
- ◆ 散歩を含め、敷地外に出るような犬の放し飼いは県条例で禁止されています。
- ◆ 散歩中、「ふん」をしたときは必ず持ち帰りましょ。
- ◆ 飼い主の義務です。犬の習性を理解しながら、

「特定犬」って知っていますか?

秋田犬、土佐犬、紀州犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア(アメリカン・ピット・ブルテリア)など、犬種に関わらず体高60cmおよび体長70cm以上の犬は、県条例によって特定犬とされています。自宅の入口に「特定犬」の標識を貼り、犬は「おり」の中で飼うことなどが義務付けられています。

周囲の方の迷惑にならないように、しつけましょ。

猫を飼うために守るべきこと



- ◆ 完全室内飼いを心がけましょ。
- ◆ 野良猫の世話は、TNR(※)を行い、地域住民の理解を得て行いましょ。エサを与えるだけで、そのほかの管理をしないのは無責任な行為です。
- ※ TNRとは
Trap(トラップ・捕まえる)
Neuter(ニューター・手術)
Return(リターン・元の場所に戻す)
全国でTNRの補助事業等

猫の保護について

があります。ご相談ください。

- ◆ 親がいる場合や、動き回ることでできる猫は市で保護することはできません。
- ◆ 倉庫等に生まれたての子猫がいる場合、親猫がいる可能性が高いです。自身で保護・飼養が難しい場合、周囲の物の配置の変更をすることで人間の出入りを認識させ、育児場所の移動を促すことができます。

その際、子猫に触って人間の匂いがついてしまうと育児放棄につながりかねないため注意しましょ。また、親猫は付きつきり世話をしてはいたないため、数日間様子を見てください。動物を捨てたり、虐待することは違法です。捨てられた現場などを見かけた場合は、警察に通報をお願いします。



違法ヤードの発見にご協力を!

違法ヤードは、盗難自動車や隠し解体などを行う施設で、自動車犯罪の温床となっています。※ヤードとは、高い鉄板などの塀で囲まれており、自動車の解体を行う施設をいいます。

あなたの近所に次のような施設はありませんか?

- ☑ 深夜、早朝に解体等の作業音がしている
- ☑ 廃倉庫や工場跡地に、自動車の車体や部品が放置されている
- ☑ 不特定の人や車両(乗用車、貨物車問わず)が頻繁に出入りしている

このような施設は、盗難自動車を扱う違法ヤードの可能性がります。「あやしいな」「おかしいな」と思ったら、警察への通報をお願いします。



情報は境警察署生活安全課 ☎ 0280(86)0110 まで

問生活環境課

☎ 0297(21)2189
茨城県動物指導センター
☎ 0296(72)1200
・社団法人日本獣医師会
☎ 03(6384)5320

▼キャットシユカードは渡さない! 暗証番号は誰にも教えない!